

規制シート(様式)

(別紙1)

180194900700001

平成27年6月10日

規制の名称	鉱山保安法	所管府省	経済産業省
根拠法令等	鉱山保安法(昭和24年法律第70号)、鉱山保安協議会令、鉱山保安法施行規則、鉱業上使用する工作物等の基準を定める省令	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	商務流通保安グループ 鉱山・火薬類監理官 吉野 潤
規制目的	鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図ることを目的とする。		
規制内容の概要	<p>鉱業権者に対し、人に対する危害の防止、鉱物資源の保護、施設の保全、鉱害の防止のために必要な措置を講ずるよう義務付け。</p> <p>保安の確保上重要な施設の設置又は変更するときは、その工事計画を産業保安監督部長に届け出る等、機械、器具等及び施設に対する規制。</p> <p>鉱山の現況調査を実施し、調査結果を反映した保安規程を定め、これを経済産業大臣に届け出る等、組織体制等に関する規制。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山の保安を確保するために公的資格を有する作業監督者の選任を義務付けてきたが、公的資格と同等と認めうる民間資格を有する者も選任可能とした。(平成26年鉱山保安法施行規則改正) ・鉱山の坑内で使用する自動車は、ディーゼル車に限定していたが、一定の条件を満たした場合はガソリン車の使用も可能とした。(平成24年鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の基準を定める省令改正) 	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>鉱山保安法は平成17年に一律・事前の規制の大幅な整理・合理化を行い鉱業権者自らが行う自主保安を中心とする体系に移行済みである。一方、現在でも鉱業は他産業より重篤な災害が発生している状況を踏まえると、今後も引き続き鉱山の保安の確保を図る必要があるため</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>